

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

キッチンカー等の移動販売車等におけるLPガス使用時の安全周知について  
(お知らせ)

標記につきまして、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室より、農林水産省・厚生労働省に対し、関係機関・関係団体に対するキッチンカー等の移動販売車等においてLPガスの使用における安全周知を行う協力依頼を行いましたので、お知らせいたします。

概要としては、キッチンカー等の移動販売車等においてLPガスの使用に関し、安全確保のため、質量販売緊急時対応講習の受講を推奨し、事故防止への協力を依頼したものです。

詳細につきましては、添付資料をご参照くださいますようお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

**添付資料**

(別添1) キッチンカー等の移動販売車等におけるLPガスの使用時の安全周知について (協力依頼)

(別添2) 質量販売規制見直し概要

**概要等掲載URL**

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/12/20241203-01\\_kitchencartounoidou.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241203-01_kitchencartounoidou.html)



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、國坂

## 経済産業省

20241202保局第2号  
令和6年12月3日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

キッチンカー等の移動販売車等におけるLPガス使用時の安全周知について（協力依頼）

近年、LPガスの可搬性を活かし、キッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを熱源として使用するケースが増えています。特に、コロナ後にはキッチンカーの数が増加しており、令和6年1月の能登半島地震、同年9月の能登半島における豪雨の災害時等には炊き出しにも活用されているところです。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」においては、LPガス販売事業者等に対し、消費者の保安確保の観点から、緊急時には、LPガスの販売先である消費者の消費設備等に原則として30分以内に到着し、バルブの閉止等の所要の措置を行うことができる体制を確保することを求めています（以下「30分ルール」という。）。

他方で、この「30分ルール」によって、遠方への移動が想定されるキッチンカー等の移動販売車等を使用する消費者に対しては、LPガス販売業者がLPガスを販売することができないといった事態が発生していました。

このため、令和4年7月、キッチンカー等の移動販売車等を使用する消費者においては、LPガスの安全に係る一定の知識に関する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）を修了した上で、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、LPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けるという代替措置を取る場合に限り、「30分ルール」の適用対象から除くことを可能とする制度改正を行いました。

なお、従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではございません。

については、より安全にキッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを使用していただくため、外食事業者へ以下の周知をお願いいたします。

### 記

1. キッチンカー等の移動販売車等を使用し遠方においてLPガスを使用する消費者は、「30分ルール」の代替措置として、「質量販売緊急時対応講習」を受講するとともに緊急時に必要な措置を自ら行うことについてLPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けてください。

※従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではございません。

2. LPガスの使用時は周囲の安全に留意し、事故発生の防止に努めてください。

なお、ガス機器への点火時や容器交換時の事故が多いため、これらの作業には安全に留意・確認をしながら実施してください。

3. LPガス容器の移動・保管にあたっては高圧ガス保安法の技術基準を遵守してください。

(参考1) 質量販売緊急時対応講習

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anken\\_torikumi/shitsuryohanbai.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anken_torikumi/shitsuryohanbai.html)

(参考2) 質量販売緊急時対応講習実施者一覧

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anken\\_torikumi/kosyuichiran.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anken_torikumi/kosyuichiran.pdf)

(参考3) 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正について (2022年7月15日 経済産業省)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/07/20220715.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/07/20220715.html)

(参考資料)

- ・ 質量販売規制見直し概要

# 経済産業省

20241205保局第1号  
令和6年12月5日

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

キッチンカー等の移動販売車等におけるLPガス使用時の安全周知について（協力依頼）

近年、LPガスの可搬性を活かし、キッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを熱源として使用するケースが増えています。特に、コロナ後にはキッチンカーの数が増加しており、令和6年1月の能登半島地震、同年9月の能登半島における豪雨の災害時等には炊き出しにも活用されているところです。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」においては、LPガス販売事業者等に対し、消費者の保安確保の観点から、緊急時には、LPガスの販売先である消費者の消費設備等に原則として30分以内に到着し、バルブの閉止等の所要の措置を行うことができる体制を確保することを求めています（以下「30分ルール」という。）。

他方で、この「30分ルール」によって、遠方への移動が想定されるキッチンカー等の移動販売車等を使用する消費者に対しては、LPガス販売業者がLPガスを販売することができないといった事態が発生していました。

このため、令和4年7月、キッチンカー等の移動販売車等を使用する消費者においては、LPガスの安全に係る一定の知識に関する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）を修了した上で、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、LPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けるという代替措置を取る場合に限り、「30分ルール」の適用対象から除くことを可能とする制度改正を行いました。

なお、従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではございません。

については、より安全にキッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを使用していただくため、関係機関及び関係団体へ以下の周知をお願いいたします。

## 記

1. キッチンカー等の移動販売車等を使用し遠方においてLPガスを使用する消費者は、「30分ルール」の代替措置として、「質量販売緊急時対応講習」を受講するとともに緊急時に必要な措置を自ら行うことについてLPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けてください。

※従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではございません。

2. LPガスの使用時は周囲の安全に留意し、事故発生の防止に努めてください。

なお、ガス機器への点火時や容器交換時の事故が多いため、これらの作業には安全に留意・確認をしながら実施してください。

3. LPガス容器の移動・保管にあたっては高圧ガス保安法の技術基準を遵守してください。

(参考1) 質量販売緊急時対応講習

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anken\\_torikumi/shitsuryohanbai.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anken_torikumi/shitsuryohanbai.html)

(参考2) 質量販売緊急時対応講習実施者一覧

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anken\\_torikumi/kosyuichiran.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anken_torikumi/kosyuichiran.pdf)

(参考3) 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正について (2022年7月15日 経済産業省)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/07/20220715.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/07/20220715.html)

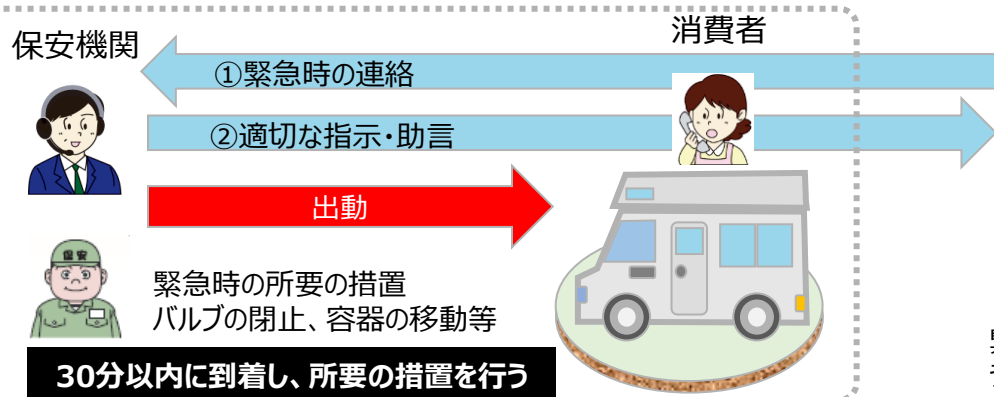
(参考資料)

- ・ 質量販売規制見直し概要

# キャンピングカー等の30分ルール見直し（液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正）

別添2

令和4年7月  
ガス安全室



今回改正の追加事項  
(一定の条件を満たした場合は  
30分ルールから除く)

緊急時に所要の措置を自ら行う



緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者

液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。（注1）  
質量販売（注2）により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

（注1）緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。  
（注2）質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

## 質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等



液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○  
生年月日 ○年○月○日  
修了年月日 ○年○月○日  
修了証番号 ○○○○

写真

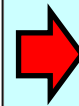
上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日まで有効

講習実施機関の印

講習実施機関名

○年○月○日



- 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

## 販売契約

- 書面交付（注3）
  - 帳簿への記載・保存（注4）
  - 周知（注5）、消費設備調査、緊急時連絡等
- （注3）緊急時連絡先等の情報も含まれる。  
（注4）緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。  
（注5）災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。

